

川西市建設工事監督要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川西市が発注する建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）の履行の監督に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、川西市契約規則（昭和49年川西市規則第15号）、法令その他別に定めのあるものを除くほか必要な事項を定め、もって請負契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(指揮総括)

第2条 工事所管課長は、請負契約の適正かつ円滑な履行を確保するため、監督業務を指揮総括するものとする。

(監督員の任命)

第3条 監督員は、工事所管部所属の職員のうちから市長が任命する。

(服務)

第4条 監督員は、その職務を行うに当たって、工事所管課長の指揮監督に従わなければならない。

(厳正の保持)

第5条 監督員は、工事請負者その他利害関係人に対して、常に厳正かつ公平な態度で臨まなければならない。

(監督員の業務)

第6条 監督員は、現場の状況を把握して、法令等及び設計図、仕様書その他請負契約に関する図書に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 請負契約の履行に関し、工事請負者に対して必要な指示、承諾及び協議を行うこと。
- (2) 工事实施のための詳細図の作成及び交付並びに工事請負者が作成した詳細図による施工の承諾を行うこと。
- (3) 工程の管理、立会い、工事の実施状況の確認並びに工事材料の試験及び検査を行うこと。

- (4) 工事の内容の変更、一時中止及び打切りの指示を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、監督に必要な事項に関すること。

(監督員の報告義務)

第7条 監督員は、前条の業務の実施状況について、必要に応じて工事所管課長に報告しなければならない。

(監督員に関する書類の整備)

第8条 監督員は、次に掲げる書類（工事請負者から提出された書類を含む。）を作成又は整理して監督の経過を明らかにするものとする。

- (1) 請負契約の履行に関する協議事項（軽微なものを除く。）の指示又は承諾
- (2) 工事の実施状況の記録
- (3) 工事实施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の記録
- (4) 前3号に掲げるもののほか、監督に関する書類

(検査の立会い等)

第9条 監督員は、検査員による検査の手続、資料の提示、立会い、指摘等に対し、工事請負者への適切な指示を行うものとする。

(完了の確認)

第10条 監督員は、工事請負者から工事目的物が完了した旨の報告を受けたときは、設計図書による出来形及び完成図書の整備が完了していることを確認した後に、完了届を受理するものとする。

(施工体制の点検)

第11条 監督員は、工事着手前及び施工中必要に応じて施工体制の点検を行うものとする。

(工事成績評定)

第12条 監督員は、工事が完了したときは、別に定める工事成績評定要領に基づき、当該工事の成績について評定を行うものとする。

(委託監督員)

第13条 市長は、特に専門的知識又は技術を必要とするときその他特別の理由があると認めるときは、監督業務の一部又は全部を職員以外の者（以下「委託監督員」という。）に委託することができる。

2 前項の規定により監督業務の一部又は全部を委託した場合は、監督員が工事請負者に行う指示、通知等及び工事請負者が行う監督員に対する報告、通知等は、委託監督員を通じて行うことができる。

(補則)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

(川西市建設工事監督要綱の廃止)

2 川西市建設工事監督要綱（昭和50年川西市告示第44号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に締結した建設工事請負契約の履行の監督について適用し、同日前に締結した建設工事請負契約の履行の監督については、なお従前の例による。